

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 27 年 6 月 28 日現在

機関番号：13901

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2012～2014

課題番号：24330013

研究課題名(和文) 東アジアにおける市場と政府をめぐる法的規律に関する総合研究

研究課題名(英文) Comprehensive Research regarding Legal Disciplines Surrounding Market and Government in East Asia

研究代表者

川島 富士雄 (Kawashima, Fujio)

名古屋大学・国際開発研究科・教授

研究者番号：80234061

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 13,500,000円

研究成果の概要(和文)：平成24～26年度を通じ、中国、マレーシア及びベトナムを中心としたアジア各国の競争法の運用動向を研究し、国有企業に対する競争法適用が各国の産業政策によって左右される状況を明らかにした。また、世界貿易機関(WTO)における補助金規律の現状とその限界を研究するとともに、環太平洋経済連携協定(TPP)交渉における国有企業規律交渉に焦点を当て、後者が前者の競争中立性確保に関する規律の欠点を補完する機能を有することや後者が成立する上で取り組むべき課題を明らかにした。

研究成果の概要(英文)：During FY2012 through FY 2014, this research has been focusing on the development and enforcement of competition laws of Asian countries, especially China, Malaysia and Vietnam, and demonstrated that their enforcement toward state-owned enterprises (SOEs) are highly dependent on industrial policies in these countries. In addition, by analyzing the state of play as well as the limitation of the WTO disciplines over subsidies, and, in parallel, focusing on the negotiation on disciplines over SOEs in the Trans-Pacific Partnership negotiations, it has successfully shown the fact that the latter disciplines may have a function to complement the lacunae of the former in terms of ensuring competitive neutrality as well as the challenges which the latter negotiation should tackle in order to reach an agreement.

研究分野：国際経済法

キーワード：国際経済法 競争法 東アジア 産業政策 国有企業 WTO TPP 競争中立性

### 1. 研究開始当初の背景

研究代表者である川島は、国際経済法及び各国内経済法の相互作用を意識しつつ、両分野にまたがる研究を進めてきたところ、まず、2006年以降、中国国内では組織的かつ広範囲での国内資本優遇型産業政策(いわゆる自主創新)の活性化、2008年世界金融経済危機後の積極的財政出動に伴う国家関与と国有部門の拡大(いわゆる「国進民退」)、国有企業に対する独禁法適用の困難さ等が観察された。それらを受け、2007年以降、中国に対する補助金相殺措置調査及び発動が活発化し、かつ、米国を中心に、市場経済を標榜しても中国のような国家関与の強い国とそれ以外の市場経済国の間には根本的な差異があると指摘し、21世紀を「自由市場国対国家資本主義国の対立」という図式で捉える議論(イアン・ブレマー『自由市場の終焉』(日本経済新聞出版社、2011))が影響力を持つに至った。さらに、それに後押しされる形で、米国国内産業が環太平洋経済連携協定(以下「TPP」という。)交渉を念頭に、国有企業及び国家支援企業に対する規律強化に向けた具体的な提案を行い、米国政府が2011年10月、正式に当該提案をTPP交渉相手国に提示するに至った。これ以外にも、米国モデル二国間協定の改訂作業において、市場金利より低利な融資を受けた国有企業等による米国内資産及び技術の買収に対処する規定の導入を求める声が上がっている等市場と政府の関係の差異をめぐる国際経済法上の法現象が活発化する様相を呈していた。以上を踏まえ、研究代表者は、今後、市場と政府の関係の差異をめぐる国内経済法及び国際経済法の両分野にまたがる紛争及び新たな規律に対する要請がますます頻出すると予測し、両分野の相互作用に関する総合的な研究が喫緊の課題であると認識するに至った。

### 2. 研究の目的

本研究は、中国、ベトナム、マレーシア(以下「三ヶ国」という。)など東アジアの移行経済国乃至国有部門の比重の大きい国家における市場と政府の関係に見られる特徴が、国際経済法上、いかなる課題を突きつけているか明らかにし、それらの課題に対する理論的かつ実務的な解決策を提示することを目的とする。

より具体的に、本研究は、第1に、三ヶ国における競争法や産業政策法の運用動向を、日欧米における対応する国内法との比較において研究を進め、その特徴を明らかにする(経済法比較研究)。第2に、第1の研究により明らかとなった国内経済法の運用実態やWTOの紛争解決事例の研究等を土台に、各国経済システムの違いや国内経済法の運用の差異が、各国内及び国際市場における「競争上の中立性」を損なうような歪みをもたらすとの懸念を生んでいないか、また、それに対応し、国際経済法上、いかなる法現象が発

生し、いかなる具体的な課題を提起しているのか明らかにする(国際経済法研究)。第3に、以上を踏まえ、世界貿易機関(WTO)経済連携協定(EPA)等の国際経済条約及び各国競争法等において将来重要となる課題を展望し、それらに対する解釈論上、及び立法論上の処方箋を示すことを最終的な目的とする。

### 3. 研究の方法

本研究は、国内経済法グループと国際経済法グループに活動を分け、それぞれの成果を緊密に共有しながら、国内動向と国際動向の両面を踏まえた研究が推進できるよう体制を構築した。さらに、三ヶ国それぞれの研究者とのネットワークを活用することで、国際共同研究体制も取った。

主に、文献研究の手法を採用したが、同時に、上記三ヶ国の研究者とのネットワークを活用することにより、現地聞き取り調査も実施し、文献研究では把握しにくい法運用実態や交渉姿勢の背景事情について正確に理解するよう務めた。より具体的には、中国独占禁止法の運用実態を把握するため、2014年3月、同9月及び2015年3月、中国調査を行ったほか、2014年2月に実施したベトナム調査においては、同国競争法の国有企業に対する法運用状況等について正確に把握し、また、2015年3月に実施したマレーシア調査においては、マレーシアがTPP協定交渉の国有企業規律及び知的財産権の両交渉において、どのような背景の下、ルール強化に反対の姿勢を示しているか把握することに、それぞれ成功した。

### 4. 研究成果

#### (1)2012年度

2012年度、国内経済法グループは、9月に中国政法大学との共催で独占禁止法による企業結合審査の日中比較分析を主眼とした国際シンポジウム(北京)を開催すべく準備を進めたが、日中間の尖閣諸島をめぐる紛争の激化を受け、開催を延期せざるを得なかった。翌2013年度も同様のシンポジウムの開催を試みたが、結局のところ、本研究期間中に、これを実現することは叶わなかった。

こうした状況を受け、中国人研究者による企業結合審査に関する国内セミナーを開催するとともに、当初次年度以降の課題としていたベトナム及びマレーシアの競争法研究者の招へいを前倒しし、彼らによる実務者向けセミナーを開催するとともに、両国における競争法運用の実態、特に国有企業に対する法適用と産業政策の影響の有無について明らかにした。

同年度、国際経済法グループでは、経済法グループによる調査研究の成果を緊密に共有しながら、市場と政府の関係の差異をめぐる法現象について物、サービス及び投資の分野毎に分析を進めた。より具体的には、(1)

環太平洋経済連携協定(TPP)交渉における国有企業と民間企業の「競争上の中立性」を確保するための規律案の動向、(2)経済協力開発機構(OECD)における「競争上の中立性」規律の検討の動向、(3)(1)と(2)の両者に影響を与えているオーストラリアにおける「競争上の中立性」規律の導入経緯及び運用状況について研究を進めた。

### (3) 2013 年度

2013 年度は、昨年度から引き続いて中国独占禁止法及びベトナム競争法の運用状況に関する研究、TPP 国有企業規律交渉の動向に関する研究、国有企業と民間企業間の競争中立性に関するオーストラリアの国内規律に関する研究、エネルギー分野での競争法運用に関する研究を進めた。年度末には、ベトナム・ハノイ及びホーチミンへの現地調査を実施し、ベトナム競争庁、財務省、競争法及び国際経済法の研究者に対し聞き取り調査を実施した。

2013 年度の研究の結果、中国において 2013 年以降、国有企業改革等が提唱され国有企業に対する独占禁止法執行が強化される可能性が高まっているが、現時点ではむしろ外国系企業に対する法執行が目立つこと、ベトナムにおいても国有企業に対する競争法適用に困難が生じており、その解決には法執行機関の独立性確保等の根本的な改革が必要となること、TPP 国有企業規律交渉が TPP 交渉全体の成否を左右する重要な課題となってきたこと、同交渉過程でオーストラリア競争中立性規律が 1 つの代替案として浮上したが、最終的に米国提案を基礎とした案に基づいて交渉が進められていることなどが明らかとなった。

### (3)2014 年度

2014 年度は、研究代表者及び研究分担者による個別研究に加え、中国現地調査(9 月及び 3 月)、ブリュッセル及びアヌシーにおける国際会議( ICTSD 及び世界経済フォーラム主催の E15 競争政策専門家会合、WTO 設立 20 周年に合わせ、今後の国際通商システムの進むべき方向について提言する報告書を準備中。)への参加(12 月及び 3 月)、マレーシア現地調査(3 月)を実施したほか、研究成果の中間報告として 1 月に国際シンポジウム「アジア地域における国有企業に対する競争法及び国際経済法による法的規律」を開催した(名古屋大学)。

中国現地調査では、主に競争法研究者及び実務家を訪問し、活発化しつつある中国独占禁止法の運用動向に関する聞き取り調査を実施した。ブリュッセル及びアヌシーにおける国際会議では、本研究を通じて明らかにしてきた既存の国際経済法において競争中立性規律が不均衡に発展している現状を紹介し、同会議における議論に対し一定の貢献を行った。マレーシア現地調査においては、同国競争委員会を訪問し、2012 年に施行されたマレーシア競争法の運用の現状を把握した

ほか、同国通商産業省を訪問し、TPP 交渉におけるマレーシアの立ち位置について聞き取り調査を実施した。

### (4)研究成果

以上の本研究の成果として、後掲 5 の通り、25 件の雑誌論文を公表し、19 件の学会発表(国際シンポジウムにおける英語発表 2 本を含む)を行い、11 件の書籍を公刊した。

発表した論文(書籍所収論文を含む)は、大別すれば、1)中国独占禁止法の運用動向に関する論文(後掲 5 論文)、2)その他アジア諸国の競争法の運用動向に関する論文(同 ⑭、⑮、⑯、⑰、⑱)、3)国際経済法による補助金を含む国有企業等への優遇措置や産業政策に対する規律に関する論文(同 ⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、同書籍 ①、②)、4)競争法の国際協力及び国際的適用範囲に関する論文(同論文 ㉖、㉗)、5)エネルギー分野や企業結合規制を中心とした日本を含む先進国の競争法規制に関する論文・書籍(同論文 ⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、同書籍 ①、②、④～⑩)に分類することができる。

これら論文の公表に加え、19 件の学会発表を行い、とりわけ日本経済法学会 2013 年大会シンポジウムにおける東條及び川島による報告は、アジア諸国における最近の法運用も踏まえた上で、日本の独占禁止法の適用範囲並びに企業結合規制に関する国際的協力及び調整のあり方について理論的かつ実務的提言を行った。また、本研究の成果の中間報告を兼ね、2015 年 1 月に国際シンポジウム(名古屋大学)を開催した。同第 1 部は「アジア諸国における国有企業と競争法の運用」と題し、中国独占禁止法の著名な研究者、ベトナムの競争当局者、マレーシアの競争法研究者を報告者に招へいし、各国及び日本の国有企業に対する競争法の適用状況について検討し、同第 2 部は「国有企業に関する国際経済法上の規律の発展」と題し、ベトナムの国際経済法研究者、日本の国際投資法の研究者を招へいし、TPP 交渉で主要課題となっている国有企業に関する競争中立性規律交渉に関する現状を検討し、課題を展望した。同シンポジウムは、国有企業をめぐる競争法の運用及び国際経済法上の規律に関する最先端の論点について活発な議論を展開し、かつ将来の重要な研究課題を指し示すことに成功した。

以上の成果により、中国、マレーシア及びベトナムを中心としたアジア各国の競争法の運用動向を研究し、国有企業に対する競争法適用が各国の産業政策によって左右される状況を明らかにした。また、世界貿易機関(WTO)における補助金規律の現状とその限界を研究するとともに、環太平洋経済連携協定(TPP)交渉における国有企業規律交渉に焦点を当て、後者が前者の競争中立性確保に関する規律の欠缺を補完する機能を有することや後者が成立する上で取り組むべき課

題を明らかにすることができた。

なお、研究代表者の川島を中心に、中国独占禁止法の最新動向に関する研究報告等を多数回行い、研究成果の普及を進めるとともに、川島の個人ブログを通じ、同法の最新動向のよりタイムリーな発信にも努めた。

#### (5)国内外での位置づけ及び展望

本研究で得られた成果は、各国競争法の最新事例に関する情報と正確な運用実態の把握に基づく研究であり、国内のみならず国外においても、こうした研究は稀である。さらに、本研究はこれらの各国競争法に関する研究成果を国際経済法の新動向に関する研究につなげることに成功しており、このような研究は、国内外を問わず、大きな独自性を有する。このことは、研究代表者が国際会議において本研究を通じて明らかにしてきた既存の国際経済法において競争中立性規律が不均衡に発展している現状を紹介し、同会議における議論に一定の貢献を行ったことから明らかである。

今後は、各国競争法の運用動向や TPP 国有企業規律交渉の行方等もにらみながら、競争法及び国際経済法の両視点を有機的に結合した研究を継続するとともに、両法分野における解釈論及び立法論上の課題とそれに対する処方箋を指し示すよう心掛け、国内のみならず国際的な会議やジャーナルにおいて、より積極的に発信していくことが課題である。

#### 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 25 件)

川島富士雄「オーストラリアにおける競争中立性規律 TPP 国有企業規律交渉への示唆」RIETI Discussion Paper Series 15-J-026、1-34 頁、2015、査読無

<http://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/15j026.pdf>

川瀬剛志「【WTO パネル・上級委員会報告書解説 12】カナダ - 再生可能エネルギー発生セクターに関する措置 (DS412) / カナダ - 固定価格買取制度に関する措置 (DS426) - 公営企業および市場創設による政府介入への示唆 -」RIETI Policy Discussion Paper Series 15-P-08、1-83 頁、2015 年、査読無

<http://www.rieti.go.jp/jp/publications/pdp/15p008.pdf>

川島富士雄「中国独占禁止法による知的財産権濫用規制」知的財産研究所『国際知財制度研究会報告書』(平成 26 年度) 147-176 頁、2015、査読無

[http://www.jpo.go.jp/shiryu/toushin/chousa/pdf/tripschousahoukoku/26\\_all.pdf](http://www.jpo.go.jp/shiryu/toushin/chousa/pdf/tripschousahoukoku/26_all.pdf)

川島富士雄「中国の技術標準に関する仮想事例 - TBT 協定適合性の観点から -」国際貿易投資研究所編『平成 26 年度 貿易障害を生じる基準認証と国際規律』59-71 頁、

2015、査読無

[http://www.iti.or.jp/report\\_11.pdf](http://www.iti.or.jp/report_11.pdf)

鄭双石・林秀弥「奇虎 360 対テンセント中国独占禁止法訴訟・最高人民法院判決について:市場画定と市場支配的地位の判断を中心に」『国際商事法務』43 巻 3 号、354-362 頁、2015、査読無

伊藤一頼「海外の知的財産権の保護における投資仲裁の利用可能性」『日本知財学会誌』11 巻 3 号、44-52 頁、2015、査読無

川島富士雄「中国独占禁止法における価格独占規制 日本の自動車部品及びベアリング製造業者事件を中心に」『公正取引』771 号、39-52 頁、2015、査読無

鄭双石・林秀弥「中国競争法における双方向市場(two-sided market)の画定 奇虎 360 対テンセント事件を中心に」『情報通信政策レビュー』9 号、144-177 頁、2014、査読無

[http://www.soumu.go.jp/iicp/chousakenkyu/data/research/icp\\_review/09/09-7tei\\_hayashi2014.pdf](http://www.soumu.go.jp/iicp/chousakenkyu/data/research/icp_review/09/09-7tei_hayashi2014.pdf)

武田邦宣「航空市場における企業結合規制」『公正取引』767 号、19-27 頁、2014、査読無

川島富士雄「中国における競争政策の動向 2013 年における独占禁止法の運用と今後の課題」『公正取引』762 号、2-7 頁、2014、査読無

川島富士雄「中国におけるライセンス規制」国際貿易投資研究所『平成 25 年度各国のライセンス規制の標準化研究報告書』106-131 頁、2014、査読無

[http://www.iti.or.jp/reports/H25\\_02License.pdf](http://www.iti.or.jp/reports/H25_02License.pdf)

林秀弥・チメドレグゼン・ムンフバイガリ「モンゴル競争法におけるカルテル規制の現状と課題」『国際商事法務』625 号、1027-1038 頁、2014、査読無

川島富士雄「企業結合規制に関する国際的協力及び調整 成果と残された課題」『日本経済法学会年報』34 号、37-55 頁、2013、査読無

東條吉純「独禁法の適用範囲 国際カルテルを中心に」『日本経済法学会年報』34 号、20-36 頁、2013、査読無

林秀弥・ファン・コン・タン「ベトナム競争法における国有企業問題 Viettel/EVN Telecom 買収事件を素材にして」『公正取引』758 号、49-55 頁、2013、査読無

林秀弥・松尾和彦「韓国[加盟本部と加盟事業者間の取引の適正化に関する法律]について 韓国フランチャイズ法研究序説」『名古屋大学法政論集』251 号、99-122 頁、2013、査読無

川島富士雄「【WTO パネル・上級委員会報告書解説】中国 - 原材料の輸出に関する措置 (DS394, DS395, DS398) - 輸出規制に対する規律に関する解釈の現状と課題

- 」 RIETI Policy Discussion Paper Series 13-P-015、1-55 頁 (2013)、査読有  
<http://www.rieti.go.jp/publication/s/pdp/13p015.pdf>

林秀弥「競争法分野における国際協力」『名古屋大学法政論集』250 号、217-266 頁、2013、査読無

大久保直樹・武田邦宣「2つの最高裁判決の意義と課題」『公正取引』752 号、12-16 頁、2013、査読無

川島富士雄「中国における競争政策の動向」『公正取引』749 号、2-10 頁、2013、査読無

⑲ 川島富士雄「中国における市場と政府をめぐる国際経済法上の法現象と課題 自由市場国と国家資本主義国の対立?」『日本国際経済法学会年報』21 号、124-146 頁、2012、査読無

⑳ 武田邦宣「企業結合規制における定量的評価と定性的評価」『日本経済法学会年報』33 巻、42-61 頁、2012、査読無

㉑ 林秀弥「『競争』の概念について: 東アジアの競争文化に寄せて」『新世代法政策学研究』17 巻、355-360 頁、2012、査読無

㉒ 武田邦宣「最近の主要な企業結合規制事例の研究」『公正取引』739 号、10-16 頁、2012、査読無

㉓ 東條吉純「TPP 交渉におけるサービス貿易の自由化」『ジュリリスト』1443 号、42-47 頁、2012、査読無

[学会発表](計 19 件)

Tsuyoshi Kawase, TPP Negotiations and Rulemaking to Regulate State-owned Enterprises, International Symposium: Legal Discipline over State-owned Enterprises in Asian Countries by Competition Law and International Economic Law, January 16, 2015, Nagoya University (Nagoya City, Aichi Prefecture)

Fujio Kawashima, Application of the Antimonopoly Act to Public Enterprises in Japan, International Symposium: Legal Discipline over State-owned Enterprises in Asian Countries by Competition Law and International Economic Law, January 16, 2015, Nagoya University (Nagoya City, Aichi Prefecture)

川島富士雄「中国における価格独占規制 自動車部品価格カルテル及び同再販売価格維持事件を中心に」名古屋独占禁止法研究会、2014 年 12 月 2 日、公正取引委員会中部事務所(愛知県名古屋市)

川島富士雄「中国独占禁止法 2014 年の最新事例を中心に」公正取引協会外国競争法研究会、2014 年 11 月 7 日、公正取引協会(東京都港区)

川瀬剛志「EC・大型民間航空機(エアバ

ス)事件と国家資本主義規制」国有企業(SOE)規制の国際経済法研究会、2014 年 6 月 13 日、経済産業研究所(東京都千代田区)

川島富士雄「中国独占禁止法 『社会主義市場経済』における競争法の機能の観点からの試論的分析」アジア競争法研究会、2014 年 6 月 6 日、国際商事法研究所(東京都中央区)

川島富士雄「オーストラリアにおける競争中立性規律 国有企業に対する規律の具体例として」国有企業(SOE)規制の国際経済法研究会、2013 年 12 月 16 日、経済産業研究所(東京都千代田区)

川島富士雄「企業結合規制に関する国際的協力及び調整 成果と残された課題」日本経済法学会、2013 年 10 月 19 日、駒澤大学(東京都世田谷区)

東條吉純「独占禁止法の適用範囲 国際カルテルを中心に」日本経済法学会、2013 年 10 月 19 日、駒澤大学(東京都世田谷区)

川島富士雄「中国独占禁止法 価格独占規制及び知財濫用規制の最新動向を中心に」公正取引協会外国競争法研究会、2013 年 3 月 17 日、公正取引協会(東京都港区)

[図書](計 11 件)

岸井大太郎・向田直範・和田健夫・大槻文俊・川島富士雄・稗貫俊文『経済法 独占禁止法と競争政策 [第 7 版補訂]』、有斐閣、全 462 頁(川島 211-280 頁)、2015、査読無

金井貴嗣・川瀆昇・泉水文雄編著(武田邦宣共著)『独占禁止法(第 5 版)』弘文堂、全 594 頁(武田 191-255 頁)、2015、査読無

江藤淳一編(川瀬剛志・伊藤一頼共著)村瀬信也先生古希記念『国際法学の諸相 到達点と課題』信山社、全 976 頁(川瀬 479-512 頁、伊藤 513-539 頁)2015、査読無

川瀆昇・武田邦宣・和久井理子編著(林秀弥共著)『論点解析経済法』商事法務、全 281 頁、2014、査読無

土田和博・栗田誠・東條吉純・武田邦宣『条文から学ぶ独占禁止法』有斐閣、全 326 頁(東條 32-52 頁、89-94 頁、170-197 頁、202-217 頁、225-234 頁、武田 52-75 頁、94-128 頁)、2014、査読無

舟田正之編著(東條吉純・武田邦宣共著)『電力改革と独占禁止法・競争政策』有斐閣、全 658 頁(東條 198-222 頁、224-252 頁、577-599 頁、601-627 頁、武田 315-327 頁、329-340 頁、343-357 頁)、2014、査読無

金井貴嗣・川瀆昇・泉水文雄編著(武田邦宣共著)『独占禁止法(第 4 版)』弘文堂、全 605 頁(武田 191-255 頁)、2013、査読無

無

金井貴嗣・川濱昇・泉水文雄編（武田邦宣共著）『ケースブック独占禁止法（第3版）』弘文堂、全624頁、2013、査読無

泉水文雄ほか編（武田邦宣共著）根岸哲先生古稀祝賀『競争法の理論と課題』有斐閣、全782頁（武田 109-124頁）、2013、査読無

岸井大太郎・向田直範・和田健夫・大槻文俊・川島富士雄・稗貫俊文『経済法 独占禁止法と競争政策〔第7版〕』有斐閣、全461頁（川島 213-281頁）、2013、査読無

日本国際経済法学会編（東條吉純、川瀬剛志、川島富士雄共著）『国際経済法講座 通商・投資・競争』法律文化社、全520頁（東條 45-64頁、川瀬 102-121頁、川島 467-487頁）、2012、査読無

〔その他〕

ホームページ等

<http://www2.gsid.nagoya-u.ac.jp/blog/fkawa/>

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

川島 富士雄 (KAWASHIMA, Fujio)

名古屋大学・大学院国際開発研究科・教授  
研究者番号：80234061

### (2) 研究分担者

川瀬 剛志 (KAWASE, Tsuyoshi)

上智大学・法学部・教授

研究者番号：60275302

東條 吉純 (TOJO, Yoshizumi)

立教大学・法学部・教授

研究者番号：70277739

林 秀弥 (HAYASHI, Shuya)

名古屋大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：30364037

武田 邦宣 (TAKEDA, Kuninobu)

大阪大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：00305674

伊藤 一頼 (ITO, Kazuyori)

北海道大学・公共政策学連携研究部・准教授

研究者番号：00405143

### (3) 連携研究者

鈴木 将文 (SUZUKI, Masabumi)

名古屋大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：90345835